

## 【 2022年度 事業報告 】

新型コロナウイルスの発生から 3 年が経過して、多くの国々がウィズコロナを標榜し、社会経済活動の正常化に舵を切った結果、世界の旅行需要は急激に回復した。一方、主要先進国で最も厳格なコロナ対応を継続した我が国は、10 月 11 日から水際対策をほぼ撤廃して、ようやく国際交流が再開されたものの、その出遅れは取り戻し難く、その結果、年間(2022 年 1～12 月)の日本人海外渡航者数は 2019 年の 2,008 万人から 86.2%減の 277 万人となり、訪日外国人数も 2019 年の 3,188 万人から 88.0%減の 383 万人にとどまった。OTOA 会員は、実に 3 年もの間、ビジネスの機会を奪われ、全く収入がない状態に耐えなければならなかった。

このような状況下、OTOA では、会員企業の事業存続と本会への継続加盟を支援すべく、正会員年会費を一部減額する特例措置を実施するとともに、観光庁に対して、水際対策の緩和、感染症危険情報レベルの引き下げ、雇用調整助成金特例措置の延長等について働きかけを最優先に行った。

また、海外旅行ビジネスの本格再開に備え、引き続き会員の協力のもと、ホームページや業界紙を通じて新型コロナウイルス感染症への対応等の最新かつ正確な現地情報を発信した。さらに、正会員を対象に事業者間取引に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて、日本旅行業協会(JATA)に対し、世界の旅行素材仕入れ環境の激変により日本的商慣行が通用しなくなったこと、日本の海外旅行と業界を守るためにも事業者間取引の適正化・グローバルスタンダード化が必要であることを訴えた。なお、観光庁の旅行安全情報共有プラットフォーム(ツアーセーフティネット)への都市別安全情報の提供業務は、今年度も受託することが出来なかった。

2022 年度の各事業活動の概要は、次のとおりであった。

### 1. 安全対策事業

#### (1) 海外旅行再開、復活に向けた安全情報の発信・各種取り組み

- \* アウトバウンドの本格再開に備え、会員提供の現地最新情報は、引き続きOTOAホームページを通じ発信した。なお、以前は新型コロナウイルス関連の情報がほとんどであったが、今年度は観光情報やイベント情報も増えてきた。

また、日本より先に新型コロナウイルス関連の規制を緩和・撤廃し、日本人旅行者の受け入れ・誘致に積極的に取り組む国々の大使館や政府観光局等が発信する情報も積極的に発信した。

- \* 現在、アウトバウンドは回復傾向にあるものの、会員各社においてはコロナ禍に大幅な人員削減を余儀なくされたこと等の影響で積極的な情報発信を休止している会員も多く、OTOAに提供される情報数も格段に減っている。そのため、コロナ禍前同様、日々情報をアップするのが難しくなっており、情報の更新・メールニュースの配信ともに不定期で行わざるを得ない状況となった。

#### (2) 旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン、海外旅行における運用手引書の順守・徹底

政府による日本入国・帰国者に対する水際対策の緩和・撤廃、外務省発出の「感染症危険情報」の引き下げ・見直し等の実施にあわせ、JATA/ANTA が定める「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」、「海外旅行における運用手引書」も改訂され、OTOA もそのつどメールニュースを通じ会員に案内を行い、アウトバウンドの本格再開時に備え、ガイドライン・運用手引書等の内容確認、及び外務省海外安全情報(感染症危険情報)への対応と考え方の確認を要請した。

(4 月 14 日・7 月 6 日・12 月 12 日・23 日・3 月 9 日・14 日の計 6 回)

### (3) 都市別安全情報の充実

- \* アウトバウンド再開を見据え、日本人が数多く訪れるアジア、欧州、北米、オセアニアの主要都市に限定し、新型コロナウイルスに対応する病院情報等を追加した。(2022年4月追加、計35都市)  
なお、調査実施時点で外国人旅行者に対し入国時に隔離措置を義務付けている国については、日本人旅行者が多数訪れる国であっても当該調査の対象から除外した。
- \* その他、OTOAホームページに掲載中の情報の更新作業は、事務局にて調査が可能なものについてのみ適宜対応している。
- \* 観光庁が運用する海外安全情報の提供のためのウェブサイト「ツアーセーフティーネット」への都市別安全情報の提供については、今年度も実施に至らず。また、OTOA独自のサービス展開については、具体策などの進捗はなし。

### (4) 各種安全情報の提供、セミナーの案内

- \* 政府による日本入国・帰国者に対する水際対策の緩和・撤廃、外務省発出の「感染症危険情報」の引き下げ・見直しが行われた秋以降、外務省や厚生労働省等の関係省庁が発出する安全情報や注意喚起は、OTOAホームページやメールニュースを通じ適宜発信した。  
(それ以前は関連情報の提供なし)
- \* 昨年に引き続き、外務省作成の安全関連資料「海外安全虎の巻」の最新版を会報紙にて紹介し、希望者に無料で提供した。ただし、コロナ禍前に比べると申し込み数は非常に少ない。
- \* 海外ではないが、国が国民生活の「安全・安心」を確保する観点から最重要課題の一つとして取り組んでいる「テロ対策の強化・徹底」について、多くの人出が予想される夏季や年末年始期間の前に、会員内外に注意喚起を発出した。(観光庁からの要請)
- \* PCやスマートフォン利用時の安全対策(情報漏えい、ウイルス感染、ネット詐欺等への注意喚起)に関する情報は、メールニュースや会報紙を通じ適宜発信した。  
(詳細は「ホームページ事業」の項、参照)

## 2. 研修事業

### (1) 人材教育のサポート

アウトバウンドは回復傾向にあるものの、未だ会員のビジネス・人員面を含めた体制が正常に戻っていない状況を考慮し、今年度も「ランドオペレーター初心者向け研修」他、各種研修は全て中止とした。

### (2) 各種研修(セミナー)、講演などの開催及び案内

- \* 2023年10月に導入の「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)をテーマとするセミナーを本年3月に実施。なお、今回はリアル開催ではなく、いつでも自由に視聴可能なオンデマンド形式での開催とし、セミナー資料もOTOAホームページよりダウンロードできるようにした。また、本セミナーのフォローアップとして、会員からの質問もOTOAが窓口となり受け付ける形とした。  
→ テーマ: 何から始める?! インボイス制度への具体的な対応方法とは?  
(インボイス発行準備編、受取インボイス対応準備編)
- \* その他テーマでのセミナー開催の要望も出ていたが、今年度は実施には至らず。

### (3) 諸外国の政府観光行政官に対する研修、海外観光関連事業従事者に対する教育・研修への協力

昨秋に日本入国者に対する水際対策措置が緩和・撤廃されたものの、関係機関等から具体的な開催要請は出ていないことから、今年度も当該研修は実施不可となった。

(4) 「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」の実施

詳細は「インバウンド(訪日旅行)事業」の項、参照。

### 3. 情報収集・広報事業

(1) 「OTOA NEWS」の発行・配布

\* 今年度は上期 1 号、下期 1 号、計 2 号(No.179～No.180)のみの発行となった。

① No.179 2022 年 8 月 1 日 発行

- ・ 第 31 回通常総会開催
- ・ 第 31 回通常総会 会長挨拶 / 会長 大畑 貴彦
- ・ 一般社団法人日本海外ツアーオペレーター協会 通常総会 メッセージ  
/ 観光庁 参事官(旅行振興) 高橋 泰史 氏
- ・ 東京海上日動「OTOA サービス保険」コロナ Q&A
- ・ キ・ケ・ンの取説: フィッシング詐欺の最新事情
- ・ 海外安全虎の巻 最新版 2022 ～海外旅行のトラブル回避マニュアルへ  
アフターコロナの海外旅行再開時に備え、ぜひご活用ください。
- ・ 観光庁 Press Release 「主要旅行業者旅行取扱状況」(令和 3 年 11 月～令和 4 年 5 月分)
- ・ 事務局だより

② No.180 2023 年 1 月 15 日 発行

- ・ 2023 年 新年のご挨拶 / 会長 大畑 貴彦
- ・ 令和 5 年 新春のご挨拶 / 観光庁長官 和田 浩一 氏
- ・ 海外安全虎の巻 最新版 2023 ～海外旅行のトラブル回避マニュアルへ  
海外旅行の本格再開に備え、ぜひご活用ください。
- ・ 事業者間取引適正化に向けた取り組みに関して(報告)
- ・ 海外旅行ツアーオペレーター業界への支援の要望を観光庁に提出
- ・ キ・ケ・ンの取説: スマホの偽セキュリティ警告にご注意
- ・ 海外旅行・海外出張に出発される皆さまへ  
Visit Japan Web サービスからファストトラックにご登録ください
- ・ 観光庁 Press Release 「主要旅行業者旅行取扱状況」(令和 4 年 6～10 月分)
- ・ 事務局だより

\* 会報紙発行後には、OTOA NEWS 電子版の OTOA ホームページ・正会員専用サイトへの公開をメールニュースを通じ会員に案内した。

(2) 業界紙誌との協力

\* 今年度より、通常総会時の取材、及び終了後のプレスインタビューを再開した。

なお、プレスインタビューでは新年度事業に対する質疑応答の他、OTOA 会員の現状や会員を取り巻く諸問題、国際交流再開後を見据えた OTOA の取り組み等について説明・意見交換を行い、業界内外へ OTOA 会員ならびに OTOA に対する理解促進・認知度向上に努めた。

\* 特に海外旅行の早期再開と業界に対する各種支援措置の継続・強化等の要望、海外旅行再開後の取引の適正化の必要性・重要性等について、業界紙誌を通じ繰り返しメッセージを発信し、関係省庁や業界関係者に対し OTOA 会員が抱える各種問題の改善の必要性と会員への支援を要請し、かつアピールを行った。

(3) 新型コロナウイルス関連の各種規制緩和・撤廃前には、海外主要国における外国人旅行者の受け入れに関する各種情報など海外旅行再開時に日本人旅行者に即役立つ現地最新情報を、また

規制緩和・撤廃後には、海外旅行の需要喚起に役立つ観光情報やイベント情報を OTOA ホームページ及び OTOA YouTube チャンネルを通じ積極的に発信した。  
(詳細は「ホームページ事業」の項、参照)

#### 4. 調査・研究事業

##### (1) 事業者間取引の適正化に向けた活動

\* 約 2 年半にわたるコロナ禍の影響により、世界の旅行マーケットでは取引環境が完全な売り手市場に一変しており、これまで後払いが主流の日本人マーケットは、この日本特有の商慣習を変えなければ仕入の条件面で大きく不利を被ることが確実なものとなっている。

このような事態を受け、会員の直近の事業者間取引の最新状況を把握し、その後、観光庁や JATA 等との協議を通じ、業界の商慣習の改善につなげるため、会員に対し事業者間取引の実情に関するアンケートを実施した。

- ・ 実施期間：2022 年 8 月 25 日～9 月 2 日
- ・ 回 答 数：77 社（正会員 108 社中、71.3%）

##### \* アンケート実施後の動き

- 9 月 14 日： 運営幹事会にてアンケート結果を報告、あわせてアンケート結果の活用方法、及び会員への開示方法等について検討を実施
- 10 月 28 日： JATA 池畑理事・事務局長、稲田海外旅行推進部長と面会  
アンケート結果の報告・説明と最新の海外の実情報告、及び今後の取り組み等について打ち合せ（大畑会長、遠藤専務理事）
- 11 月上～中旬： JATA との協議を受け、一部会員に対しアンケート回答内容の追加調査を実施
- 11 月 21 日： JATA 高橋会長あて、大畑会長名の要望書、及び追加調査分を含むアンケート結果を提出
- 12 月 8 日： JATA 三役会にて報告・共有
- 12 月 14 日： JATA 池畑理事・事務局長、稲田海外旅行推進部長と面会  
双方の今後の取り組みについて意見交換（大畑会長、遠藤専務理事）
- 12 月 16 日： JATA 役員会にて報告・共有
- 12 月 16 日： OTOA 会員に対し事業者間取引の適正化に向けた取り組みの進捗状況を報告あわせて、以下の 3 文書を OTOA ホームページに掲載～会員に公開
  - ・ 事業者間取引適正化に向けた取り組みのお願い
  - ・ 仕入手配代金支払い早期化のお願い（JATA への要望書）
  - ・ 事業者間取引適正化に向けた取り組み目標なお、アンケート結果を取りまとめた報告書は、アンケート回答会員のみに期間限定で公開
- 12 月 19 日： 「JATA-NEWS MAIL」を通じ、OTOA からの要望(仕入手配代金支払い早期化)を全 JATA 会員に周知
- 12 月 20 日： OTOA 会員に対し、「JATA-NEWS MAIL」への掲載報告
- 12 月 21 日： JATA 海外旅行推進委員会の場にて説明・協力依頼（遠藤専務理事）
- 1 月 19 日： 会報紙を全会員に発送  
(事業者間取引適正化に向けた取り組みに関する報告記事、掲載号)
- 1 月 25 日： OTOA 会員に対し、事業者間取引適正化に向けた取り組みについて再要請  
(会員各社が取引先に対し、デポジット等の前払い対応や支払いタームの短縮について交渉を開始するよう要請)

- \* 上記取り組みが旅行会社側に周知されているか、どのような形で旅行会社と会員間の取り引きに反映されているかなど、最新の事業者間取引の実情/改善状況等を把握するため、本年5月以降会員に対し再アンケートを実施し、その結果をJATAに報告、結果によっては再度、対応を要請することとした。
- \* 事業者間取引の適正化に向けた取り組みの重要性については、総会後のプレスインタビューでの報告や年頭所感原稿にその内容を盛り込むなど、業界紙誌に記事として取り上げてもらう形で旅行業界へのアピールを継続している。
- \* 公正取引委員会/中小企業庁より「下請取引の適正化」に関する要請・周知依頼が出された際には、メールニュースやOTOAホームページを通じ会員への周知を図り、下請法の普及啓発活動に取り組んだ。
- \* 直接OTOAに寄せられた旅行会社との取引上の問題や契約書の内容等に関する問い合わせについては、OTOAで判断できるものに関しては適宜回答している。なお、OTOAで判断が難しい事案については、亀山OTOA顧問弁護士のアドバイスを得て回答、または法律相談会の場を活用し、直接相談するようアドバイスしている。  
 なお、新型コロナウイルスに関する各種規制が緩和・撤廃され、会員のビジネスが徐々に回復してきたこともあり、ここ2年半ほとんど無かった会員と旅行会社との間に生ずる取引上の問題に関する相談も増えつつある。

## (2) 会員各社の経営・業務支援に係る各種問題へのサポート

- \* 複数の会員から問い合わせが寄せられた「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)をテーマとするセミナーをオンデマンド形式で開催した。  
 なお、一部会員より、その他テーマでのセミナー開催の要望も出ていたが、今年度は実施に至らず。(詳細は「研修事業」の項、参照)
- \* その他、各種課題の検討については、会員からの問い合わせもなく、検討は行っていない。

## 5. ホームページ事業

### (1) 海外旅行再開、復活に向けた安全情報ページの設置・充実

- \* 海外の多くの国が日本より大幅に早く入国時の規制を緩和・撤廃し、外国人旅行者の受け入れを再開したことから、当初予定していた「外国人旅行者の受け入れを開始している国・地域の情報ページ」は新たに設置せず、代わりに海外主要都市の新型コロナウイルスに対応する病院情報等を都市別安全情報ページに追加する形で対応した。(詳細は「安全対策事業」の項、参照)
- \* 新型コロナウイルス関連の各種規制緩和・撤廃後は、海外旅行の需要喚起に役立つ観光情報やイベント情報を大使館や政府観光局の協力も得ながら積極的に発信した。  
 しかし、会員の減少や会員会社の人員削減などの影響もあり、積極的に情報発信を行う会員が大幅に減り、文字・動画含めOTOAに届く情報の数も著しく少なくなっている。  
 (詳細は「安全対策事業」の項、参照)

### (2) インバウンド関連ページの設置・充実

インバウンドの需要が本格的に回復する中、インバウンドを取り扱うOTOA会員の認知度向上、及びインバウンド賛助会員の拡大につなげるべく、会員紹介ページの改修・拡充に向けた取り組みを開始した。その一環として、本年2月に全会員を対象に実施した現況調査時に、訪日旅行受入対象地域の調査をあわせて実施した。

(3) SNS を活用した情報発信～拡散の継続

OTOA ホームページに掲載した情報は、引き続き OTOA 公式 Facebook ページ及び Twitter 公式アカウントを通じ発信した。しかし、情報が思うように拡散されていない状況に変わりはなく、何らかの対応を考える必要がある。

(4) インターネット利用時の注意喚起、各種セキュリティ情報の提供

ゴールデンウィーク及び年末年始の長期休暇期間前に、情報漏えいやサイバー攻撃などによるウイルス感染、フィッシング詐欺などへの注意喚起等の最新情報をメールニュースを通じて発信し、セキュリティ対策の徹底を要請した。

また、会報紙を通じ、フィッシング詐欺の最新情報やスマートフォン利用時のセキュリティ対策の情報を発信し、注意喚起を行った。

## 6. インバウンド(訪日旅行)事業

(1) 「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」の実施

\* 登録研修機関として、今年度も 1 回、「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」を実施した。

〔開催概要〕

- ・ 日 時: 2023 年 3 月 6 日(月)～7 日(火) 09:30～17:00
- ・ 会 場: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3 階 304 学習室 (東京都港区新橋)
- ・ 講 師: 澤渡 貞男 氏 (前駒澤大学・立正大学・関西大学講師、元 JATA 法務等)
- ・ 登録研修科目及び研修時間割:
  - 1 日目: 09:30～17:00 (昼休憩 1 時間を含む)
    - ・ 旅行サービス手配業務取扱管理者の責務と役割
    - ・ 旅行業法及び旅行業約款
  - 2 日目: 09:30～16:00 (昼休憩 1 時間を含む)
    - ・ 旅行サービス手配業務  
(運送機関・宿泊施設に関する知識、出入国手続に関する実務、安全対策及び事故発生時の対応等)
- 16:00～17:00
  - ・ 研修の修了試験
- ・ 受講料: 1 名あたり 25,000 円
- ・ 受講者: 4 名

\* なお、当該研修は OTOA ホームページやメールニュースを通じ会員内外に案内を行ったほか、一部旅行業界紙誌にも記事として掲載いただいた。

\* 2018 年に OTOA が実施した当該研修の修了者に対し、5 年毎に受講が必須となっている「継続研修」に関する案内をメールニュースを通じ行った。

なお、「継続研修」に伴う旅行業法及び省令等に関する告示改正は、3 月 22 日付の官報に掲載(詳細が発表)された。

(2) 新たなマーケット開発への協力

今年度は観光庁から新たな協力依頼はなく、具体的な取り組みは行っていない。

(3) インバウンド関連情報の提供

\* 観光庁からのインバウンド関連の各種要請や取り組みには、適宜会員に情報を発信するなど、積極的に協力した。

- \* 地方自治体からの要請を受け、自治体が実施するインバウンド誘致のための助成事業の案内を行い、告知に協力した。
    - ・ 山梨県：やまなしインバウンド上質ツアー認定申請及び助成金事業
    - ・ 栃木県：栃木県訪日旅行商品造成助成事業
  - \* 昨年に引き続き、日本観光振興協会が実施する「産業訪問モニターツアー」の案内をインバウンド取扱会員に行い、告知に協力した。  
 なお、日本観光振興協会とは、OTOA 役員が引き続き関連会議のメンバーとして参画したり、関連のプロジェクトに協力するなど、連携が深まっている。
- (4) ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた安心・安全への取り組み強化
- \* 観光庁作成の「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」を、情報公開のタイミングにあわせ全会員に案内を行い、感染防止対策を含む安全管理の徹底、良質なサービスの提供を要請した。
    - ・ 6月9日：「外国人観光客の受入れ対応に関するガイドライン」について
    - ・ 9月5日：9月7日より受入れを開始する添乗員を伴わないパッケージツアーの取扱い等について
    - ・ 10月7日：10月11日以降の訪日外国人観光客の受入れに関する取扱い等について
 なお、ガイドライン改訂前には観光庁が実施したオンライン説明会に参加し、情報収集を行った。
  - \* インバウンド需要の本格的な回復を受け、前年に引き続き OTOA サービス保険更改のタイミングにあわせ、インバウンド保険付保推進の働きかけを行った。  
 なお、インバウンド保険の案内用パンフレットの見直しにも全面的に協力した。
- (5) インバウンド関連ページの設置、及び同ページを利用した積極的な広報活動の実施  
 詳細は「ホームページ事業」の項、参照。

## 7. 連絡協調事業

### (1) 観光庁、外務省等、関係省庁との連携・協力強化

〔観光庁・国土交通省〕

- \* 4月5日、高橋参事官(旅行振興)、貴田旅行業務適正化指導室長を訪問・面会し、ツアーオペレーター業界への支援の要望書を関連資料とともに提出し、OTOA 会員の窮状とツアーオペレーターの重要性を説明のうえ、海外旅行再開や経営支援等に係る5項目について要望を行った。  
 (荒金副会長、遠藤専務理事、寺西理事)  
 要望事項： ① 入国者上限人数の撤廃  
           ② 水際対策の更なる緩和、撤廃について  
           ③ 外務省感染症危険レベルの引き下げ  
           ④ 雇用調整助成金の特例措置の更なる延長について  
           ⑤ 新たな支援策について  
 会員には、訪問の翌日(午前中)にメールニュースを通じ報告を行った。
- \* 11月1日、高橋参事官(代理対応：貴田旅行業務適正化指導室長)を訪問し、和田長官宛の要望書を関連資料とともに提出し、あわせて雇用調整助成金特例措置の取扱いについて、OTOA 会員の収入が一定水準に回復するまで延長するよう、要望を行った。  
 (大畑会長、遠藤専務理事)
- \* 11月8日、水嶋国土交通審議官と面会し、「アウトバウンドの重要性」、「ランドオペレーターの役割」等について意見交換を行った。(大畑会長、遠藤専務理事)

- \* 観光庁が提供する「新型コロナウイルス」に関する各種情報は、情報の種類・内容問わず、OTOA ホームページやメールニュースを通じ、迅速な情報提供に努めた。  
(関連規制の緩和・撤廃、ガイドライン改訂等の情報含む)  
なお、3 月に行われた「旅行事業者等に対する資金繰り支援等に関する説明会」については、OTOA 会員も参加対象者に加えてもらえるよう強く要請し、実現に至っている。
- \* 観光庁が運用する海外安全情報の提供のためのウェブサイト「ツアーセーフティーネット」への都市別安全情報の提供については、今年度も実施に至らず。
- \* 観光庁からの要請を受け、9 月 27 日開催「故安倍晋三国葬儀」に出席。(大畑会長)
- \* その他、海外旅行とは直接関係のない注意喚起や案内・告知などの各種要請についても、メールニュースを通じて適宜発信し、告知に努めた。

#### 〔外務省〕

- \* コロナ禍前には隔月で実施されていた外務省主催の「トラベルエージェンシー連絡会」が再開され、OTOA もオブザーバーとして出席し、海外を訪れる日本人旅行者の安全対策等に関する情報・意見交換を実施。(12 月 9 日、遠藤専務理事)  
なお、当該会議は、海外旅行本格再開までの間は不定期で開催されている。
- \* 外務省からの招待を受け、3 月 24 日開催「外務省・栃木県共催レセプション」に出席。(大畑会長)
- \* アウトバウンド再開時に備え、外務省作成の安全関連資料「海外安全虎の巻」の 2023 年度版の提供を依頼。コロナ禍にもかかわらず、今回も昨年と同数提供いただけたことから、これまで同様に会報紙にて紹介し、希望者には無料で提供している。(詳細は「安全対策事業」の項、参照)

#### 〔中小企業庁〕

中小企業庁事業環境部取引課発出の「下請取引の適正化」に関する要請・周知依頼文を OTOA ホームページやメールニュースを通じ適宜案内を行った。(詳細は「調査・研究事業」の項、参照)

### (2) 観光関連団体、駐日外国大使館・政府観光局への協力

#### 〔日本旅行業協会 (JATA) 〕

- \* 事業者間取引の適正化/業界の商習慣の改善に向けた取り組みを進めるにあたり、JATA には公式に協力を要請し、その後も繰り返し協議を行いながら進めている。  
(詳細は「調査・研究事業」の項、参照)
- \* 新型コロナウイルス関連の各種規制緩和・撤廃を受け、アウトバウンド促進協議会(JOTC)を中心に進める需要喚起のための各種取り組みには、大畑会長が中心となり全面的に協力を行った。
- \* 「新型コロナウイルス感染症 JATA 対策部会」には、引き続きオブザーバーとして参画し、ランドオペレーターの立場で意見を述べるなど協力を行った。
- \* JATA/ANTA が定める「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」、「海外旅行における運用手引書」、「海外教育旅行の手引き」も新型コロナウイルス関連の各種規制緩和に沿った内容に改訂され、OTOA もそのつどメールニュースを通じ会員に対し案内を行った。  
(詳細は「安全対策事業」の項、参照)
- \* 3 年ぶりに東京で開催された「ツーリズム EXPO ジャパン」には、大畑会長が海外展示営業・商談会部会委員として協力を行った。
- \* その他、JATA が実施する会議やセミナー、各種プロジェクトには、要請に応じ引き続き協力した。

#### 〔日本観光振興協会 (日観振) 〕

- \* 日観振が主催する観光関連団体・企業などからなる「観光立国推進協議会」や観光関係者が一堂に会する「観光関係者新春交流会」など、業界の主要な取り組みには引き続き協力した。



- \* 日観振がインバウンド振興の一環として実施している「全国産業観光推進協議会」に OTOA 役員が委員として参画する形で引き続き協力した。
- \* その後、日観振が実施する「産業訪問モニターツアー」の募集告知にも全面的に協力した。

〔その他観光関連団体〕

日本添乗サービス協会(TCSA)、全国旅行業協会(ANTA)、一水会(観光関連団体事務局長会議)等の観光関連団体が主催する各種会議やプロジェクトなどには要請に応じ適宜参画・協力しているほか、コロナ禍〜コロナ禍後における各団体の取り組みや各種対応等についても情報を共有している。

〔大使館・政府観光局等〕

- \* 外国大使館や政府観光局等が発出する各種情報は、適宜ホームページなどを通じ発信した。  
(新型コロナウイルス関連情報、アウトバウンドの需要喚起に役立つ観光・イベント情報など)  
また、数こそ少ないが、外国大使館や政府観光局等が実施するセミナーやイベント情報も適宜会員内外に案内を行った。
- \* 日本に事務所を置く外国政府観光局の代表からなる「駐日外国政府観光局協議会」(ANTOR-JAPAN)ほか、外国大使館や政府観光局が実施するレセプションやイベントなどにも可能な範囲で対応した。
- \* なお、新型コロナウイルス関連の規制緩和・撤廃を見据え、日本人旅行者の受け入れ・誘致に積極的に取り組む国々から表敬訪問の要請も来始めているが、長きにわたるコロナ禍の影響により会員のビジネスが正常に戻っていないこと、OTOA も活動を縮小していること、OTOA 事務所にお客様をお迎えするスペースがないこと等の理由により、断らざるを得ない状況も発生している。

(3) 地域分科会との連携

- \* OTOA 会員を中心に構成される地域分科会・レインボー会(ヨーロッパ)は、オンライン形式で不定期に開催。(情報交換のみ)
- \* 大使館や政府観光局、航空会社、同地域を取り扱うOTOA会員などで構成される地域分科会の会合も開催なし。

(4) 地方支部との連携・協力

今年度もワークショップや各種研修などの支部活動は行われていない。

(適宜会議や支部内での情報交換のみ)

なお、地方支店の閉鎖や人員の削減などの影響もあり、支部の活動自体、存続が危ぶまれている。

(5) 顧問弁護士による会員への法律相談会

- \* 顧問弁護士(亀山晴信 弁護士)による「無料法律相談会」を開催。  
今年度は計9回開催、のべ16社の会員が利用した。  
なお、新型コロナウイルス関連の規制が緩和されたことを受け、対面形式での相談を再開した。
- \* 会員に共通する大きな問題などはほとんど無いことから、今年度もセミナーは実施せず。

## 8. 総務事項

### (1) 正会員、賛助会員の状況

#### ① 正会員

2020年の新型コロナウイルス感染症発生以降、強化され続けてきた水際対策措置が2022年10月に見直され、また外務省が世界各国に定めていた感染症危険情報が全世界一律でレベル1に引き下げられ、長く続いた海外旅行の障壁によりやくピリオドが打たれることとなった。

OTOA 存続の観点から、昨年同水準の会員支援措置を実施することはできなかったが、アウトバウンド再開に向け明るい兆しが見え始めてきたこともあり退会続出の動きはなく、厳しい状況にある中、多くの会員が新年度も OTOA 正会員を継続してくれることとなった。

また、一昨年～昨年にはほとんどなかった OTOA 入会に関する問い合わせも徐々に増え始め、今年度はアウトバウンドの再開を見据え、新たに2社が入会することになった。

なお、2023年3月末時点の正会員の入退会状況は以下の通り。

正会員数 106社（前年度末比 -2社、2023年3月31日現在）

#### ・新規入会会員 2社

- 1) 株式会社フォーシーズンズ・エージェンシー・オブ・ジャパン（会員No.365）

2022年 9月 1日付

- 2) 株式会社西日本日中旅行社（会員No.366）

2023年 1月 1日付

#### ・退会会員 4社

- 1) 株式会社バイシャリトラベルズジャパン（会員No.192）

2022年 10月31日付

- 2) 株式会社オーバーシーズ・トラベル（会員No.285）

2022年 10月31日付

- 3) 香港中旅日本中国旅行社株式会社（会員No.302）

2022年 11月30日付

- 4) 株式会社新海外（会員No.089）

2023年 3月31日付

#### \* 正会員に対する支援策について

新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響長期化に伴い、引き続き正会員各社の経営が大変厳しい状況にあることを考慮し、2022年度限定の特例措置として、総会の決議を経て、

- ・ 正会員会費の社員数に連動する部分を半額に減額
- ・ 支払い時期を従来の1回払い(春)から、春・冬の年2回(分割)払いに対応することとした。

#### \* 新規入会、再入会会員に対する入会金・年会費の取り扱いについて

昨年の決定通り、新規入会、再入会ともに、既存の入会規程・会費規程に則り対応する(入会金を徴収する)ことに決定。

#### ② 賛助会員

アウトバウンドの本格再開が遅々として進まない中、海外にて日本人旅行者の受け入れを行う会社も引き続き厳しい経営を強いられており、海外賛助会員の3社が新たに退会することとなった。

国内賛助会員についても、長引くコロナ禍の影響により、旅行業界関連4社が退会を余儀なくされた一方で、秋以降、インバウンドの需要が一気に拡大したことで、地方のインバウンド専門オペレーターがOTOAインバウンド保険への加入を理由に、新たにインバウンド賛助会員として入会することとなり、最終的には前年比6社減となった。

賛助会員数 29社（前年度末比 -6社、2023年3月31日現在）

- ・ 入会： 1社（国内0社、インバウンド1社、海外0社）

- ・ 退会： 7社（国内4社、インバウンド0社、海外3社）

## (2) 会議関係

### ① 総会

#### 第31回 通常総会

開催日時: 2022 年 6 月 8 日(水) 14:00～15:08

開催場所: 東京都中央区銀座「東京都中小企業会館」9階講堂

出席会社: 92社 (うち委任状提出 61社)

欠席会社: 16社

決議事項: 第1号議案 2021年度事業報告及び収支決算報告承認の件

第2号議案 2022年度正会員年会費に関する特例措置の件

第3号議案 役員補充の件

報告事項: 2022年度事業計画及び収支予算の件

### ② 理事会

#### i. 第 139 回 通常理事会

開催日時: 2022 年 4 月 20 日(水) 09:59～11:41

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 2 階 205 学習室

決議事項: 1) 2021 年度事業報告及び収支決算報告

2) 役員 1 名補充の件

3) 2022 年度通常総会議案の件

報告事項: 1) 2022 年度事業計画及び収支予算の件

2) その他

#### ii. 第 140 回 通常理事会

開催日時: 2022 年 10 月 19 日(水) 10:00～11:49

開催場所: SPACEE 609 号室セミナールーム (新橋駅前ビル 1 号館 6 階)

報告事項: 1) 2022 年度上半期事業報告及び収支決算について

2) 2022 年度下半期事業計画について

3) その他

#### iii. 第 141 回 通常理事会

開催日時: 2023 年 3 月 22 日(水) 10:02～11:54

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3 階 304 学習室

決議事項: 1) 正会員入会審査

2) 2022年度事業計画(案)及び収支予算(案)の件

報告事項: 1) 事業者間取引の適正化について

2) その他

#### iv. 第110回 臨時理事会

開催日時: 書面決議 (成立日: 2022 年 8 月 15 日)

決議事項: 正会員入会について

#### v. 第111回 臨時理事会

開催日時: 書面決議 (成立日: 2022 年 12 月 19 日)

決議事項: 正会員入会について

### ③ 運営幹事会

#### i. 第 1 回 運営幹事会

開催日時: 2022 年 9 月 14 日(水) 10:00～11:55

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3 階 305 学習室

- 議 事: 1) 事業者間取引の実情に関する緊急アンケート、結果報告  
及び今後の対応等について  
2) その他

ii. 第2回 運営幹事会

開催日時: 2022年12月7日(水) 10:00～11:57

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3階 305 学習室

- 議 事: 1) 事業者間取引適正化に向けた取組みについて進捗状況報告、  
及び今後の対応等について  
2) 2023年度の予算案策定の方向性等について  
3) その他

iii. 第3回 運営幹事会

開催日時: 2023年1月18日(水) 10:02～11:40

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3階 305 学習室

- 議 事: 1) 事業者間取引適正化に向けた取組みについて進捗状況報告、  
及び今後の対応等について  
2) 2023年度の予算案策定の方向性等について  
3) その他

iv. 第4回 運営幹事会

開催日時: 2023年2月15日(水) 10:02～11:31

開催場所: 港区立生涯学習センター(ばるーん) 3階 305 学習室

- 議 事: 1) 事業者間取引適正化に向けた取組みについて進捗状況報告、  
及び今後の対応等について  
2) 2023年度の予算案について  
(会員の継続状況報告、都市別安全情報調査実施の有無ほか)  
3) その他